

バリアフリー住宅化補助金



■対象となる条件 以下の1～3全てを満たすこと

- 1 市内に事業所等を有する事業者（市内事業者）によって施工される工事
- 2 現に居住している個人住宅である
 - ※ 併用住宅・集合住宅等においては、個人住宅部分のみが対象
- 3 対象工事である
 - ※ 以下のとおり

■申請できるかた 以下の1～3全てを満たすこと

- 1 市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている
- 2 工事を行う住宅の所有者であり、その住宅に現に居住している
- 3 市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していない
 - ※ 住宅の所有者が複数いる場合、所有者全員の同意と、所有者全員が市税等を滞納していないことが条件となります。
 - ※ 対象となる住宅に対し、申請は1度限りとなります。

補助金額

工事に要した費用の2分の1

上限額 **5万円**

※千円未満は切り捨て

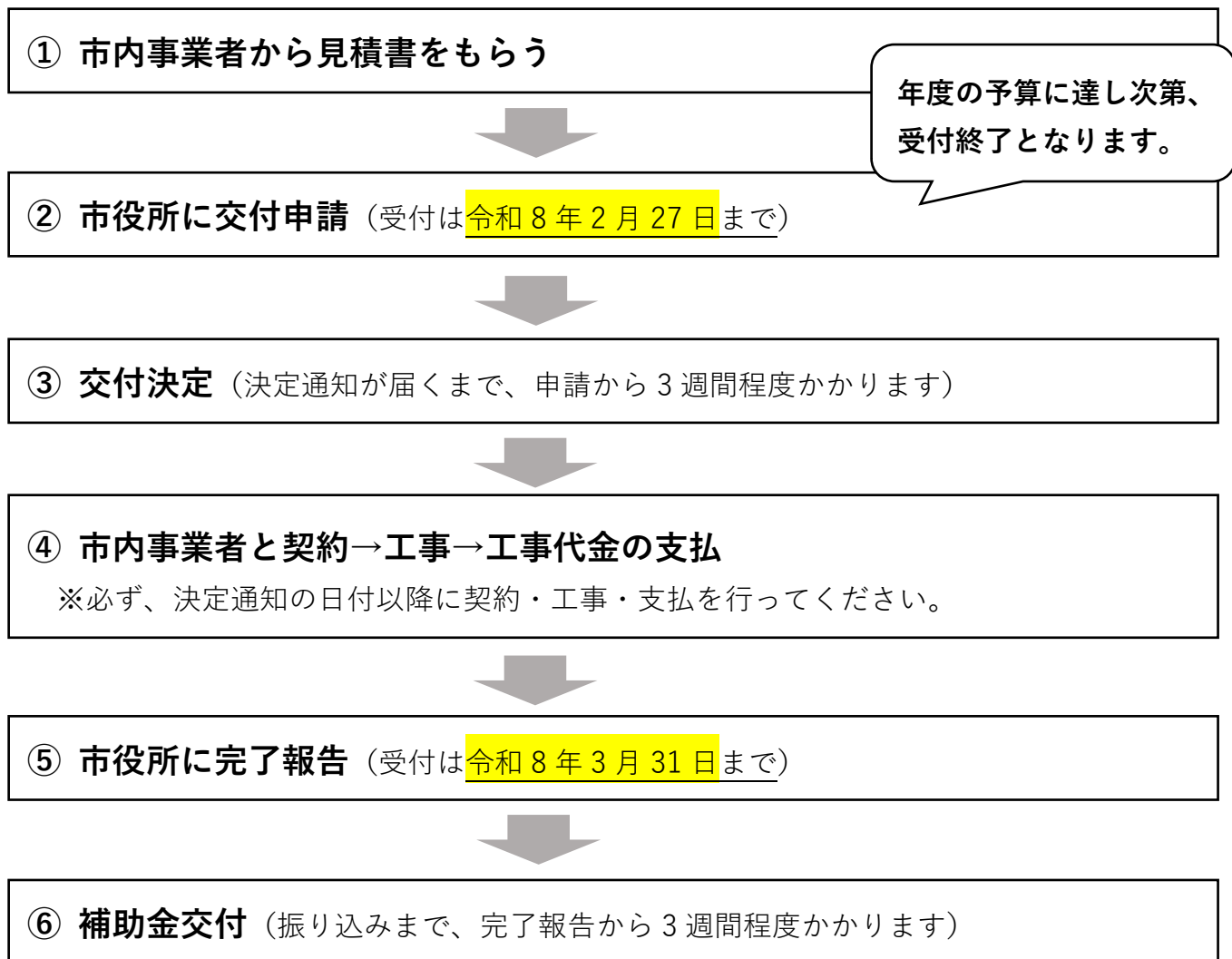
対象工事

- ・住宅出入口、廊下の拡幅
- ・寝室付近へのトイレの移設・新設
- ・扉の引き戸への変更、扉の吊元の変更
- ・玄関、居間、トイレ、廊下、階段等の手すり新設
- ・和式便器から腰かけ式便器（温水洗浄便器含む）への変更
- ・部屋と廊下、又は道路から住宅出入口までの通路の段差解消
- ・浴室における浴槽の高さの調節、脱衣室との床の段差解消、床材の防滑仕様への変更、手すり新設

申請方法は、裏面をご確認ください



■申請の流れ



■必要書類

交付申請	① 交付申請書 ※住宅所有者が複数いる場合、同意書も必要 ② 見積書のコピー ③ 工事の仕様が分かるもの （例）設置する手すりのカタログ等 ④ 委任状（代理のかたが申請する場合）
完了報告	① 完了報告書 ② 工事代金の領収書・明細書のコピー ③ 工事契約書のコピー ④ 工事写真（施工前・施工中・施工後） ⑤ 補助金請求書・口座振替依頼書（シャチハタ不可） 注意！ ②③の日付は、決定通知の日付以降となっている必要があります。